

広島県告示第二百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地	
		土 砂 灾 害 警 戒 区 域	广 岛 県 庄 原 市 高 茂 町 地 内
日 向 (一 三) ○七七)	日 向 (六 八) 五二一一)	土 砂 灾 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	土 砂 灾 害
崩 壊 急 倾 斜 地 の	崩 壊 急 倾 斜 地 の	表 区 域 示 の	警 戒 区 域
次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	区 域 の 名 称	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
日 向 (一 三) ○七七)	日 向 (六 八) 五二一一)	土 砂 灾 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	土 砂 灾 害
崩 壊 急 倾 斜 地 の	崩 壊 急 倾 斜 地 の	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土砂第ニ示 め第ハ關防に砂災項及 る八平す止お災害にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	警 戒 区 域
次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所（庄原支所）に備え置いて縦覧に供する。